

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に 基づく健全化判断比率等」について（壱岐市）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した令和6年度決算に基づく健全化判断比率等についてお知らせします。

1. 財政健全化法の概要について

地方公共団体は、平成19年度決算より以下の比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する必要があります。

「健全化判断比率等」・・・①実質赤字比率、②連結実質赤字比率
③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率

①～④のいずれかの比率が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、①～③のいずれかの比率が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を、また、⑤の資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定する必要があります。

2. 健全化判断比率について

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
壱 岐 市	—	—	8.3	22.0
早期健全化基準	12.99	17.99	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

本市はいずれの比率も「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を下回っています。
「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は赤字が生じていないため、比率はありません。

3. 資金不足比率について

（単位：％）

会計名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
三島航路事業特別会計	—	20.0

本市はいずれの会計も資金不足が生じていないため比率はありません。